

大阪市北区梅田三丁目3番20号

## 椿本興業株式會社

取締役社長 椿 本 哲 也

### 第114回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催いたしました第114回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

#### 記

- 報告事項**
1. 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は普通株式1株につき13円（普通配当8円、記念配当5円）、その効力が生じる日を平成29年6月30日とすることに決定いたしました。

また、その他の剰余金の処分につきましても、別途積立金1,680,000,000円の増加および繰越利益剰余金1,680,000,000円の減少を決定いたしました。

**第2号議案** 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成29年10月1日を効力発生日として普通株式5株を1株に併合することに決定いたしました。

### 第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
変更内容は、後記《ご参考》のとおりであります。

### 第4号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に椿本哲也、石関春夫、春日部 博、伊藤弘幸、北村 完、香田昌司、新 健一、二宮秀樹の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

なお、新 健一および二宮秀樹の両氏は社外取締役であります。

### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に植野禎仁氏が選任されました。

なお、植野禎仁氏は社外監査役の要件を満たしております。

以 上

### 《ご参考》定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

変 更 前	変 更 後
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第6条 (発行可能株式総数)  当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 万株とする。	第6条 (発行可能株式総数)  当社の発行可能株式総数は、 <u>1,600</u> 万株とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第8条 (単元株式数)  当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 (単元株式数)  当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第51条 (条文省略)  (新設)	第9条～第51条 (現行どおり)  <u>附 則</u> <u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が生じるものとし、同日の経過をもって、本附則を削除する。</u>

## 《お知らせ》

当社の役員の様子は、次のとおりであります。

代表取締役社長	椿 本 哲 也	
代表取締役 専務執行役員	石 関 春 夫	営業総括 兼 開発戦略総括 兼 技術室担当
取締役 常務執行役員	春 日 部 博	管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当
取締役 常務執行役員	伊 藤 弘 幸	東日本本部長
取締役 常務執行役員	北 村 完	西日本本部長
取締役 執行役員	香 田 昌 司	経営戦略本部長(企画・広報・ コンプライアンス担当)
取締役 (非常勤)	(※) 新 健 一	
取締役 (非常勤)	(※) 二 宮 秀 樹	
常勤監査役	山 北 薫	
常勤監査役	大 河 原 治	
常勤監査役	(※) 牛 田 雅 也	
監査役	(※) 山 本 直 道	
常務執行役員	山 村 純 一 郎	開発戦略本部 副本部長 (テクノマテ担当)
常務執行役員	京 谷 豊	横浜支店長
常務執行役員	藤 重 卓 一	東日本営業本部長(施工管理 担当) 兼 開発戦略本部 副本部長 (ATOMB D担当) 兼 ATOMB D長
常務執行役員	額 額 准 志	西日本営業本部長 (施工管理担当)
執行役員	磯 部 好 伸	名古屋支店長 (施工管理担当)
執行役員	上 山 祥 郎	購買部長
執行役員	中 村 俊 裕	開発戦略本部 副本部長 (SR S担当)
執行役員	植 田 裕 照	管理本部 副本部長 (人事・総務担当)
執行役員	藤 井 誠 人	管理本部 副本部長 (財経担当) 兼 財経部長

(※) 印は社外取締役または社外監査役であります。

# 株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

株式併合に伴う当社株式のお取扱いは、以下のとおりでございます。  
なお、株主様による特段のお手続きの必要はございません。

## 1. 株式併合後の所有株式数と議決権について

- (1) 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。
- (2) 株式併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動などの他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。
- (3) 効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が1株に満たない端数株式となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取増制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

## 2. 1株に満たない端数株式が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合により1株に満たない端数株式が生じた場合は、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて金銭にてお支払いいたします。

## 3. その他

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&Aを当社ホームページ（投資家情報）「単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ」に記載しておりますので、ご参照ください。

掲載アドレス：<http://www.tsubaki.co.jp/ir/pdf/release/17/17050902.pdf>

本件に関してご不明な点がございましたら、株主様がお取引されている証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間 9：00 ～ 17：00（土・日・祝祭日を除く）